

別表

※別表1（種別）

H18以前	H18年度以前から実施中のもの
H19～	H19年度から実施したもの (条例施行以前から実施のものを含みます。)
H20～	H20年度から実施したもの
以下、開始年度により「H○○～」と記載 (H29年度から実施したもの⇒「H29～」)	

※別表2（協働の形態）

事業委託	市民活動団体（NPO、ボランティア団体、自治会など）が持つ特性や専門性を活かして、行政が直接行うよりも効果的、効率的なサービス提供ができる場合に委託することです。
共催・後援	「共催」は、市民活動団体と行政が一緒に企画、資金面で共同し、事業（イベント等）を実施すること、「後援」は名義等の使用により、側面的な支援を行うことです。
補助・助成	暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とした公共的、公益性のある市民活動に対し、その自主性を尊重しつつ、財政支援を行うものです。
事業協力	市民活動団体と行政がお互い、明確な役割分担のもとに、一定期間継続的に協力しあうものです。
情報交換・情報提供	相互の理解と役割分担に向けた話し合いのために行う情報交換、行政情報の積極的な提供を行うものです。
その他	公共施設を利用した協働事業の推進など、上記以外のものです。（施設利用料の減免措置、市有地の無償貸付など）